

土壌汚染対策に係る助成金交付、普及啓発等業務

制度所管部局名：水・大気環境局土壌環境課

1. 制度の概要

- ・土壌汚染の除去等を行う者等に助成を行う都道府県等に対する助成金の交付
- ・汚染の除去等の措置等について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を実施
- ・土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する知識の普及、国民の理解の増進

2. 指定、登録等の基準

【土壌汚染対策法】

(指定)

第二十条 環境大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

(業務)

第二十一条 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 土壌汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更（次号において「土壌汚染状況調査等」という。）について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 土壌汚染状況調査等の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人日本環境協会	平成 14 年 12 月 25 日	〒106-0041 港区麻布台 1-11-9 ダヴィンチ神谷町ビル TEL 03-5114-1251	法第 20 条第 1 項の規定に基づく指定申請の内容を審査した結果、法に定める支援業務を適切かつ確実に行えるものと認められたため

4．指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5．指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
なし	

6．指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成19年9月1日現在）

指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成20年3月31日行政改革推進本部決定）

7．政策評価

今後、平成23年度末までに、本制度についての政策評価を行うこととしている。